公益財団法人犯罪被害救援基金 定款

平成 23年 2月 10日 制定 定款第 1号 平成 23年 3月 29日 内閣総理大臣認定 平成 30年 3月 22日 変更 定款第 2号 令和 2年 6月 17日 変更 定款第 3号 令和 5年 3月 22日 変更 定款第 4号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人犯罪被害救援基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、社会連帯共助の精神を基盤として、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた者の子弟のうち経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与その他の犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法第2条第2項の「犯罪被害者等」をいう。)に係る救援事業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 学生、生徒、児童及び3歳以上の幼児に対する奨学金又は学用品費の給与
- (2) 学生、生徒、児童及び3歳以上の幼児の生活の指導及び相談
- (3) 犯罪被害者等に対する救援事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附を受けた財産の取扱については、理事会の決議を経て別に定める寄附金取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

- 第7条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て別に定める 財産管理運用規程による。

(事業計画書及び収支予算書)

- 第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「事業報告及び計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の事業報告及び計算書類等については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の事業報告及び計算書類等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出するものとする。
- 4 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 5 事業報告及び計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、 定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監查報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に7人以上13人以下の評議員を置く。

(選任及び解任)

- **第13条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持 している者
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口からニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関 法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって総務省設置法第4条 第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され、かつ、 その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の 権限を行使する。

(任期)

- **第 15 条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに 選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第16条 評議員には、各年度の総額が12万円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬等並びに 費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びにその支給基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内の5月又は6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要ある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- **第21条** 理事長は、評議員会の開催の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。
- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(定足数)

第23条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の 2以上の決議により行われなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。 理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議 員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会で定める評議 員会運営規程による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の定数)

- 第29条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 6人以上9人以下
- (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち2名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2人以下を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任等)

- 第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち1人を理事長、1人を理事長代行、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。
- 4 前項の理事長及び理事長代行をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専 務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業 務執行理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者 の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政 官庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長及び理事長代行は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長及び理事長代行を補佐するとともに、この法人の業務を執行し、常務理事は、理事会の 決議に基づき日常の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に 報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款の定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る事業報告及び計算書類等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違 反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の 日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第29条第1項で定めた定員に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後において も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第35条 役員には、評議員会の決議で別に定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬等並びに 費用に関する規程による。

(取引の制限)

- **第36条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を、理事会に報告しなければならない。

第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第38条 理事会は、法令及びこの定款の定めるところにより、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、理事長代行、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 第46条第1項の規定に基づき設置された委員会の委員の選出及び解任

(種類及び開催)

- 第39条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回、毎事業年度開始前に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第32条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(理事会の招集等)

- **第40条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合、及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長代行が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は当該理事が、前条第3項第4号後段による場合は当該監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を 理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事長は、理事会を招集しようとするときは、理事及び監事に対し、会議の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を示し、会議の1週間前までに通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(理事会の定足数及び決議)

- 第42条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 2 理事会の決議は、法令又はこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事 を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第4条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 委員会

(委員会)

- 第46条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。
- (1) 奨学生選考委員会
- (2) 支援金支給審査委員会
- (3) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 委員会を構成する委員(常勤役員を除く。)には報酬等を支給し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 報酬等及び費用に関する事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程による。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第6章 事務局

(事務局の設置)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の職員は有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に 公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(個人情報の保護)

- 第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び清算

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業及び第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更 (軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならな い。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第51条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の 2以上の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の他の法人との合併、事業の全部又は一 部の譲受、譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公 益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定す る公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第10章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が 定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は張富士夫、理事長代行は國松孝次とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は黒澤正和とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 安藤實親 評議員 磯邊律男 評議員 岩武俊廣 評議員 大谷實 評議員 甲斐中辰夫 評議員 鎌原俊二 評議員 勝見亮助 評議員 鳥居元吉 評議員 水田竜二 評議員 深山健男 評議員 武藤誠 附則

- この定款は、平成30年4月1日から施行する。 附則
- この定款は、令和2年6月18日から施行する。 附則
- この定款は、令和5年3月23日から施行する。